埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
二　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一から別表第七までの適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。	
三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の税務システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。	
地方公共団体	帳票要件の標準
静岡県熱海市、大阪府大東市	告示別表第八の0140002の項、0140006の項、0140007の項、0140019の項、0140020の項、0140021の項、0140022の項、0140023の項、0140024の項、0140025の項、0140026の項、0140029の項、0140078の項、0140085の項、0140088の項、0140090の項、0140099の項、0140102の項、0140103の項、0140105の項、0140124の項、0140128の項、0140141の項及び0140143の項に規定する帳票要件の標準
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
二　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一から別表第七までの適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。	
三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の税務システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。	
地方公共団体	帳票要件の標準
静岡県熱海市、大阪府大東市	告示別表第八の0140002の項、0140006の項、0140007の項、0140019の項、0140020の項、0140021の項、0140022の項、0140023の項、0140024の項、0140025の項、0140026の項、0140029の項、0140078の項、0140085の項、0140088の項、0140090の項、0140099の項、0140102の項、0140103の項、0140105の項、0140124の項、0140128の項、0140141の項及び0140143の項に規定する帳票要件の標準

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	